

ゆうすい 議会だより

令和5年8月16日発行 第75号



第2回定例会・第2回臨時会

主な内容

定例会・臨時会の概要等	P2
議決事項	P4～
どうなった私の陳情書	P8
一般質問	P11～
議会のうごき	P16

湧水グラウンド・ゴルフ協会主催

「夏季グラウンド・ゴルフ大会」

梅雨晴れのもと、多くの参加者の皆さんとともに、
町議会からも1チーム（5名）が参加しました。

第2回定例会・第2回臨時会

一般会計補正予算
1億6296万円を追加

総額80億3152万3千円に

第2回定例会が、6月6日から6月29日までの24日間の会期で開催されました。

本定例会では、報告2件、固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う同意3件、町過疎地域持続的発展計画の変更、町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例他2件の制定及び各会計補正予算等3件が、さらに吉松庁舎空調設備改修工事に伴う契約締結及び高齢者訪問給食サービス事業に係る備品取得や価格高騰重点支援給付金(非課税世帯)を含む一般会計補正予算が提案されました。その中で、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書ほか1件の採択陳情については、それぞれ各陳情を採択し、それに伴う意見書を原案のとおり可決しました。

一般質問では、議員6名が12項目について質問しました。

また、第2回臨時会を7月14日に開催し、農業委員会委員の任命に伴う同意15件及び一般会計補正予算1件に関する議案が提案され、それぞれ可決されました。

なお、各議案の採決結果については、P4からP5のとおりです。

価格高騰重点支援
給付金(非課税世帯)

5,850万円

価格高騰重点支援
給付金(家計急変等)

180万円

非課税世帯に3万円を給付する価格高騰重点支援給付金(非課税世帯)、家計急変世帯や外国人等に同額を給付する価格高騰重点支援給付金(家計急変等)の計上が主なもの

新型コロナウイルス感染症対策
プレミアム付商品券事業補助金

2,652万円

新型コロナウイルス感染症対策プレミアム商品券事業補助金で、エネルギー、食料品等の物価高騰が続いていることから、生活支援を目的に1万円につき5千円を補助し、1万5千円の商品券を販売する経費が主なもの

旧栗野土木事務所
用地購入費

1,280万円

旧栗野土木事務所用地
4,110㎡の購入費を計上



電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

276万円

社会福祉協議会が実施する高齢者福祉給食サービス事業費を補助する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の計上が主なもの



社会体育施設整備 工事費

810万円

吉松体育館前広場にトイレと東屋を建築するもの



介護施設等物価高騰対策支援金

828万円

福祉施設等物価高騰対策支援金

100万円

医療機関等物価高騰対策支援金

414万円

町内の介護施設、福祉施設、医療機関等に対する物価高騰対策支援金の計上が主なもの

看板作成委託料

400万円

県の地域振興事業の採択を受け、町内5か所の看板をQRコードが付いたものに盤面改修するもの



農業機械等導入 事業補助金

1,000万円

農業機械等導入事業補助金について、申請件数の増加に伴う予算を増額するもの



湧水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を可決

議会運営委員会委員長からの議員発委により、湧水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案し、全会一致で可決されました。

今回の制定の内容は、地方自治法の改正により、事業を営む個人である地方公共団体の議員が、当該地方公共団体に対し、請負をすることが、一定の額以内で認められたことを受け、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、請負をした議員については、支払いを受けた合計額等の議長に対する報告を、議長については報告内容の公表を、それぞれ義務付けること等を定めた条例を制定する必要があることから、本条例を制定するものです。

こんなことが決まりました

		議 案	提案理由等	議決結果	
第 2 回 定 例 会	報 告 第 1 号	令和 4 年度湧水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	令和 4 年度湧水町一般会計予算を令和 5 年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するもの(繰越した事業: 1 1 事業 繰越額: 1 億 4 千 6 百 9 7 万 9 千円)	-	-
	報 告 第 2 号	令和 4 年度湧水町水道事業会計予算繰越計算書について	令和 4 年度湧水町水道事業会計予算を令和 5 年度に繰り越したので、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告するもの(繰越した事業: 2 事業 繰越額: 7 百 6 8 万 5 千円)	-	-
	同 意 第 3 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、湧水町川西 山下信也氏, 同北方 郡山学氏, 同木場 老谷悟二氏を、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求め、選任しようとするもの	同意 3 件	全会 一致
	議 案 第 18 号	湧水町過疎地域持続的発展計画の変更について	令和 3 年度に策定した過疎地域持続的発展計画について、事業内容を追加し、計画変更したいため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 0 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの	可決	全会 一致
	議 案 第 19 号	湧水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、懲戒権に関する規定が削除されたことから、左記条例の一部を改正しようとするもの	原案 可決	全会 一致
	議 案 第 20 号	湧水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、条例で定める事項として児童の安全の確保に係る規定の追加等がなされたことから、左記条例の一部を改正しようとするもの	原案 可決	全会 一致
	議 案 第 21 号	湧水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、条例で定める事項として児童の安全の確保に係る規定の追加等がなされたことから、左記条例の一部を改正しようとするもの	原案 可決	全会 一致
議 案 第 22 号	令和 5 年度湧水町一般会計補正予算(第 2 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6 千 2 百 4 6 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 0 億 3 千 1 百 3 万 1 千円とするもの	原案 可決	全会 一致	

		議 案	提案理由等	議決結果	
第2回定例会	議案第23号	令和5年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百58万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7千83万2千円とするもの	原案可決	全会一致
	議案第24号	令和5年度湧水町水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入での一般会計からの補助金	原案可決	全会一致
	陳情第1号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る国への意見書採択の陳情について	P8参照	採択	全会一致
	陳情第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	P8参照	採択	全会一致
	議案第25号	工事請負契約の締結について	吉松庁舎空調設備改修工事についての工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び湧水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	可決	全会一致
	議案第26号	財産の取得について	高齢者訪問給食サービス事業の拡充による事業用備品を取得したいため、地方自治法第96条第1項第8号及び湧水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	可決	全会一致
	議案第27号	令和5年度湧水町一般会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3千1百12万3千円とするもの	原案可決	全会一致
第2回臨時会	同意第6~20号	農業委員会委員の任命について	農業委員会の委員の任期満了に伴い、湧水町北方福島昌信氏、同幸田 重村耕一郎氏、同木場 椋重明氏、神掛ちず子氏、上水流政俊氏、清水隆一氏、園山 秀国氏、同鶴丸 萩原とよ子氏、前田格男氏、同川添竹ノ内春則氏、同川西 中尾隆氏、宮田幸雄氏、同中津川 高橋慶生氏、同稲葉崎 興邊雄次氏及び同恒次上窪華氏を、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求め任命しようとするもの	同意15件	全会一致 9件 賛成多数 6件
	議案第28号	令和5年度湧水町一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3千1百52万3千円とするもの	原案可決	全会一致

議員発委

令和5年度湧水町一般会計（第2号）に対する附帯決議について

発委者：総務民生常任委員会委員長 中村和博

総務民生常任委員会委員長からの議員発委により、第2回定例会の議案第22号令和5年度湧水町一般会計補正予算（第2号）について、附帯意見が提案され、全会一致で可決されました。

附帯意見の内容は、総合交流施設の今後の活用策の検討について、「同施設活用検討協議会は、市場調査結果に関する検討等に限定することなく、活用策の構想策定から検討協議を実施すること。」また、「検討協議会の委員については、町内の有識者に限定することなく広く町外からもまちづくりの専門家等を招聘することとし、活用策の検討作業に十分な検討期間を設定するとともに、必要な予算措置を遅滞なく講じること。」の意見を付するものです。湧水町議会から、行政に付する意見は次のとおりです。

- 1 総合交流施設活用検討協議会は、年明けに予定される市場調査結果に関する検討等に限定することなく、第1段階の不動産鑑定とこれに続く市場調査と並行して、活用策の構想策定から検討協議を実施すること。
- 2 総合交流施設活用検討協議会の委員は、町内の有識者に限定することなく町外のまちづくり専門家等の有識者も招聘すること。
- 3 活用策の検討作業が拙速にならないよう十分な期間を設定すること。
- 4 上記1から3に必要な予算措置を遅滞なく講じること。

議員発議

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

発議者：仮屋良二議員 賛成者：橋元義嗣議員

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。国から配分される市町村への譲与税の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

また、国は、森林の保水力低下に伴う洪水氾濫や山腹崩壊等に加え、停電の原因になる倒木等に対応するため、森林環境譲与税を増額し、森林整備を促進させることとされています。

しかしながら、森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積（10分の5）、林業就業者数（10分の2）及び人口（10分の3）に基づき算定されるため、人口の多い都市部への配分が多くなることや森林整備には使われずに基金に積み立てられているなどの問題が指摘されており、現行の譲与基準を維持したままでは、早急な整備を必要とする森林を抱える地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されます。

よって、国におかれては、森林環境譲与税について、林業に係る財政需要の大きな地方自治体及び地球温暖化防止機能・土砂災害防止機能・土壌保全機能などの公益的な機能を有する過疎地域、半島地域、離島地域に対し、特段の配慮がなされるよう譲与基準の見直しを行うことを強く要望します。

上記、意見書を原案のとおり可決し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び関係各大臣宛てに提出しました。

特別委員会を設置

湧水町議会委員会条例第5条の規定により次の特別委員会を設置しました。

《湧水町議会活性化等調査特別委員会》

議会活性化等に関わる調査・研究をするために、11名の委員構成による委員会を設置

委員長 中原 和見 議員 / 副委員長 仮屋 良二 議員
委員 田原 寛文 議員 / 委員 成相 大 議員 / 委員 宗 照夫 議員
委員 久留須 修 議員 / 委員 中村 和博 議員 / 委員 橋元 義嗣 議員
委員 吉永 義和 議員 / 委員 境田 公明 議員 / 委員 森山マスミ 議員

《特別支援学校等誘致特別委員会》

特別支援学校等の誘致について、調査・研究をおこなうために、5名の委員構成による委員会を設置

委員長 森山 マスミ 議員 / 副委員長 吉永 義和 議員
委員 久留須 修 議員 / 委員 橋元 義嗣 議員 / 仮屋 良二 議員

《湧水町災害対策等調査特別委員会》

風水害、地震等に関わる調査・研究をするために、6名の委員構成による委員会を設置

委員長 境田 公明 議員 / 副委員長 宗 照夫 議員
委員 田原 寛文 議員 / 委員 成相 大 議員
委員 中村 和博 議員 / 委員 中原 和見 議員

《湧水町議会広報編集特別委員会》

議会広報の諸課題についての調査するため、6名の委員構成による委員会を設置

委員長 田原 寛文 議員 / 副委員長 成相 大 議員
委員 宗 照夫 議員 / 委員 久留須 修 議員
委員 境田 公明 議員 / 委員 森山マスミ 議員

どうなった!

私の陳情書

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情者：湧水町稲葉崎 山口 武文 氏

陳情は、2024年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関に意見書提出することを求めるもの。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること

採 択

義務教育費国庫負担割合を引き上げることができれば、地方自治体の負担を軽減することになるため、原案のとおり採択すべきである。

意 見 書 提 出

採択した項目を含めた「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書」を議会本会議に提案し、原案のとおり可決しました。

※衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び関係各大臣宛てに意見書を提出しました。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情者：湧水町稲葉崎 山口 武文 氏

陳情は、2024年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関に意見書提出することを求めるもの。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと
4. 複式学級を解消すること
5. 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること

採 択

学級編制基準などを定めた公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づくもので、原案のとおり採択すべきである。

意 見 書 提 出

採択した5項目を含めた「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書」を議会本会議に提案し、原案のとおり可決しました。

※衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び関係各大臣宛てに意見書を提出しました。

町政を問う

6人が質問

ここが知りたい!!
ここが聞きたい!!

◆一般質問目次◆



橋元 義嗣議員

P13

1. 今後の農業振興について



中村 和博議員

P10

1. 豪雨災害への備えについて
2. 子育て支援(学童保育)の充実について
3. 過去の質問のその後について



森山 マスミ議員

P14

1. いじめ問題について



吉永 義和議員

P11

1. 本町の農業政策について
2. 町税等の滞納対策について



小川 忍議員

P15

1. 能登半島等地震被災者等に対する公営住宅の提供について
2. 人口減少に伴う自治会組織について
3. 町民参加でアーモンド開花を夢見る活動について



境田 公明議員

P12

1. ジビエ食肉処理施設と販路拡大について
2. 商工業振興策について

【一般質問の答弁の訂正について】

6月26日に開催された令和5年第2回議会定例会中の森山議員による「町内小中学校のいじめ事案の発生状況について」の一般質問で、平教育長が「令和3年度28件・令和4年度19件あり、認知後3か月経過の段階では全てのいじめが解消された」との答弁であったが、その後「再度精査した結果、数件は解消に至っていない」と判明したため、7月14日に開催された令和5年第2回議会臨時会の冒頭で発言の訂正をされた。

中村 和博 議員

豪雨災害への備えは

町長 避難体制の整備が課題

訓は。

町長

住民の避難行動において、共助が十分でなかったとの評価を教訓と捉えている。

町長

令和2年7月人吉豪雨災害から得た教訓を含め、豪雨災害への備えは。

町長

避難行動の遅れが人的被害を招いていることから、確実な避難行動の実践が必要で、地区ごとの自主防災組織の整備を進めているが十分ではない。

町長

避難に至る前の災害対策は。国への要望活動により、阿波井堰の整備や川内川護岸の整備を進めてきたが、湯谷川水門への排水ポンプ設置は実現していない。

町長

福祉避難所の指定状況と福祉避難所（予備）を開設する条件は。法令で定める基準に適合する施設は、福祉避難所（予備）に指定している。栗野・吉松両保健センターと総合交流施設の3か所であるが、いずれも浸水想定区域にあることから、正式の福祉避難所として公示せず予備としている。

町長

令和2年7月人吉豪雨災害から得た教訓が参考になるが、十分な準備はできていない。

町長

浸水家屋数や断水・停電規模等具体的な被害想定は。8・6水害での被害が参考になるが、十分な準備はできていない。

町長

令和2年7月人吉豪雨災害から得た教訓が参考になるが、十分な準備はできていない。

子育て支援（学童保育）の充実について

町長

町内各学童クラブの入所児童数と関連する予算は。

町長

学童クラブの入所者数は、合計で131名、全児童数348名に占める割合は約38パーセントである。また、関連予算の総額は、約3千万円で、その内約1千4百万円が国県からの補助金である。

町長

学童クラブの待機児童は。待機児童はいない。

町長

特別支援教育を受けている児童の学童クラブの利用は。また、利用できない場合の行政の対応は。基本的には利用できず、個別の理由により利用できない場合は、放課後デイサービス等の利用を調整し、利用料金は町で負担している。

町長

各学童クラブの施設と職員は法令で定める基準を満たしているか。満たしている。

町長

児童福祉法は、学童クラブに適切な遊び場と生活の場を与えることを求めている。各学童クラブの屋外での遊び場の状況は。各学童クラブの遊び場の状況は、必ずしも十分と言えない状況にはない。

町長

各学童クラブにおける児童の事故防止のための安全対策の状況は。各学童クラブとも安全対策を実施している。

町長

各学童クラブにおける安全対策の状況は。各学童クラブとも安全対策を実施している。

過去の質問のその後について

町長

地域おこし協力隊員の育成に関する行政事務の充実改善状況は。定期会の開催や新人研修を実施している。3年後の独立・定住に向けて必要な研修の受講や資格取得の支援をしている。

町長

人口減少対策を効果的・効率的に推進するための総合調整機能を有する新たな組織に関する検討状況は。具体的には設置してはいるが、係長級で構成する「移住定住促進会議」の充実を図りながら検討する。

町長

係長級で構成する会議が、町の人口減少対策全般を総合調整し、直接町長に提案できるとはとも考えられない。これで本当にやれるのか。今年度はこの体制ではあるが、その後については対応を検討する。

町長

今年度はこの体制ではあるが、その後については対応を検討する。

吉永 義和 議員

本町の農業政策について

町長 事業の推進は農業委員会と連携を図る

て伺う。

町長

本町では、これまで14地区に分け、さらにその地区を3つの集落に細分化し、42集落が人・農地プランの実質化について取り組みを進めています。なお、地域の徹底した話し合いにより、担い手への農地の収積化を加速させるため、法律改正が行われ、人・農地プランの「地区の全体農地の50%以上が担い手に集積されれば実質化がされている」とされ、本町は令和3年3月末までに全て集落を実質化された人・農地プランとして公表しております。今後は農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、人・農地プランが新たに地域計画として法定化されることになったため、農業委員会等関係機関と連携し、農地収積・集約化に努めて参ります。

問

耕作放棄地の把握と解消に向けた取組について伺う。

町長

耕作放棄地の把握と解消に向けた取組は、農業委員会の所掌事務であることから答弁を差し控えて頂きたいと思いますが、耕作放棄地の把握については、毎年、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、農地利用状況調査を行うとともに、日常的に農地パトロールを実施し、耕作放棄地の把握を行いながら、新たな耕作放棄地の発生防止の活動を展開していると伺っております。耕作放棄地の解消については、今後耕作が見込める農地は、農業委員会が農家の意向を確認しながら、耕作再開に向けての必要な対策を講じられると思います。

問

圃場の基盤整備計画について、全国に先駆けて圃場整備事業を実施して、半世紀近くになる。現在では、大型機械等が導入されており、効率を上げ、生産コストを下げ、区画が狭く効率が悪く、生産性の高い農業を確立する

ためには、現状にはそぐわない圃場だと思つう。今後の水田農業を維持し、1次産業を基幹産業として発展させていくには、圃場の基盤整備が急務と思われるが考えを伺う。

町長

基盤整備については、事業の推進を農業委員会と連携を図りながらやっていかないといけないのかと思つていますが、なかなか難しい問題であります。しっかりと計画に盛り込めるような状況を先導していきたいと思つております。

スマート農業の成否は、農地の基盤・区画整備である。



農家負担のない農地整備事業で実現を！

町税等の滞納対策について

問

滞納を放置しておくことは、納付意識の更なる希薄化につながるばかりか、きちんと納付している方との公平性を保てないことになる。また、未収金を増加させることは、町の財政を圧迫し住民サービスができなくなるなど、町政運営に支障をきたすことにもなりかねない。そういった事態を回避し、自主財源を少しでも確保するために、町税等の滞納対策については、必要不可欠ではないかと思つう。次の3点(①町税等の滞納状況、②不能欠損状況、③地方税等確保特別採索委員会の成果)について伺う。

町長

委員会では滞納繰越額や不納欠損額等決算状況の確認・報告を行っています。また、給与や預貯金等の調査、差押え方法など徴収に係る研修を行い、徴収率の向上に努めている状況です。

問

農業振興地域整備計画の面積の推移について伺う。

町長

5年に一度全体見直しを行っており、農業振興地域内の農業地面積は、平成18年が2,094ha、平成23年が2,094ha、平成28年が2,241ha、令和4年が2,286haと推移している。

問

人・農地プランの進行状況について

境田 公明 議員

利子補給の拡充を図る考えがないか

町長 安定経営に貢献することから今後検討したいと思います。

問 商工業者の活性化と景気回復の起爆剤となるように、短期的な事業の一つとして、プレミアム商品券事業等があると思うが、長期的視点から利子補給事業の拡充を図る考えがないか。商工業者は経済が回れば、品物が売れば、設備投資をしよつかないか。具体的には、現行の借入年度に1回1%

を複数年に、また、借入時の保証料に対する補助などの拡充は考えられないか伺う。

町長

利子補給事業を活用した件数は、4か年間で68件となっています。これに伴い約437万円の利子補助を行っています。その内、保証料が必要となった借入は8件で、商工業者が保証料約314万円を支払っています。本事業は、新たなビジネスチャンスの創出につながる可能性があり、地域の雇用促進や地域経済の発展のためご利用いただいています。ご指摘のとおり、複数年支援や保証料を補助することで景気変動の影響を受けやすい商工業者にとって、財務面での不安を払拭し、安定した経営の推進に貢献することが見込まれることから今後検討したいと思えます。

ジビエ食肉処理施設と販路拡大について

問

この質問は、以前質問しました鳥獣被害対策の中で、ジビエを食肉として流通させるために専用の処理施設を作る必要性がある。できなければ、隣の伊佐市にある施設の活用も考えられる。そのような議論をしてきたが、これまで具体的なアクションはありませんでした。今年4月からジビエ活用を専門にする地域おこし協力隊の隊員が赴任しました。私は、町長が「ジビエに対して重要視している」と理解をし、ジビエの処理施設は必ず必要なものであると考える。そこで、町長にジビエ処理施設を早急に建設する考えはないか伺う。

町長

ジビエ食肉処理施設の建設につきましても、現在のところ考えておりません。今年度より、ジビエを活用した

地域おこしを目的に、地域おこし協力隊で産業振興課に1名採用しておりますので、地域おこし協力隊等の活動状況等を把握しながら検討いたします。

問

建設ではなく今ある施設の有効活用として、例えば、大原ふれあい農園体験施設・旧吉松給食センター・加工センター等の利活用は考えられないか伺う。

町長

ジビエの補助事業等の活用で新しく作ることも可能であると思っております。今後、前に進めていきたいと明言いたします。

問

ジビエの販路拡大のため、どのようなことを考えているか。また、ジビエ専門の地域おこし協力隊員と飲食店等の連携はどのように考えているか伺う。

町長

ジビエの販売を行うためには、鳥獣を解体・精肉にする「食肉処理業」と「食肉販売業」の許可が必要であり、鳥獣を解体・精肉にするためには、「食肉処理施設」が必要であります。ジビエの販路拡大及び飲食店等の連携につきましては、地域おこし協力隊等の活動状況等を把握しながら可能性を探って行きたいと考えております。



橋元 義嗣 議員

今後の農業振興について

町長 新規就農者が定着できるように考えたい

問 新規就農者、新規就農を目指す地域おこし協力隊への支援策について伺う。

町長 新たに就農する農業後継者に対しては、農業後継者育成事業、農業次世代人材投資事業や経営発展支援事業などにより、就農支援を行っています。併せて、農業委員会では必要農地の斡旋等の相談を行っております。新規就農を目指す地域おこし協力隊への新規就農に

つきましては、令和2年度に採用しました協力隊が3年間の活動期間を終え、本年度より就農しております。この隊員につきましては、湧水町地域おこし協力隊事業継承支援補助金等を活用する予定であります。

問 本町の基幹産業である水稲、畜産をやるにしても、土地や多くの資金が必要である。町としてどのように考えているか伺う。

町長 農業をやりたい、自然に触れながら住んでみたい、そういった方々の支援が、今後の農業の発展・繁栄につながるものと思っております。様々な事業の推進を図りながらどういったことをやったら生計を立てられるのかという不安を払拭するためにも研修受入制度等や居住の支援もしていく必要があると思います。

問 町内で2名の方から一次産業である農業、林業を生業としてやっていくと決意され、起業されているようです。若者たちを

が今年からこれから一次産業である農業、林業を生業としてやっていくと決意され、起業されているようです。若者たちを

農業でやっていかせるのだと覚悟することも大事なことと思うが、町の覚悟、決意のほどを伺う。

町長 食料安定を考え、たときに地域でできたものは地域で地産地消という形も始まっていくと思います。

問 農業をやりたいという方々を地域おこし協力隊として雇用し、研修・起業されることにより3年間のうちに生活が安定し、また町も地域の方々を含めたプロジェクトを組み、相談相手になり、3年経ったら確実に湧水町で定着できるようにするの、一つの方法ではないか。

町長 独立、定着するための色々なプロジェクト成功事例をもとにして、今後の農業振興に役担したいと気持ちになるように、新規就農者が定着できるように考えてみたい。

町長 金山ネギについては、本町基幹作物として位置付けており、

現在31戸で8.1haが作付けされております。町としては、町の単独事業である「金山ネギ振興対策事業」で機械導入の補助、箱苗購入経費の補助を実施しております。新規栽培農家は、栽培開始から1年間は箱苗購入経費の全額を補助することとしていますが、栽培面積及び栽培農家数の増につなげていないのが現状です。今後につきましては、平成10年度に栗野町、吉松町、両町で金山ネギ販売高が1億円を突破したことがありますが、それに少しでも近づけるよう関係機関と連携しながら面積拡大に向けて取り組んでいきます。

問 金山ネギの普及拡大策を言っているのは新規就農対策でもありません。ネギを出荷するまでには多くの工程が要りまです。生産するだけなら一人でもできます。多くの作付もできます。あとの調整と出荷に手間がかかり、作付を増やせないのです。町で

町長 課題解決のためには、選果場というの大きな役割を担ってくるものです。そのことが農家所得の向上につながると思っております。湧水町の金山ネギのブランドを守っていくためにもしっかりと前に進めていきたい。

町長 収穫をしてから、製品になるまでのこの間の工程を農家の方々はなく、別に選果場などを設立していけば作付増加につながり、金山ネギの販売力、作付面積の増加、参加農家の増加にもつながると思っておりますので、ぜひ考えていかなければいけないことだと考えております。

森山マスミ 議員

いじめ事案の発生状況について

発生状況に基づき早期対応に努める

う危機意識を持って取り組んでいる。小中学校のいじめ認知件数については、令和3年度に28件、令和4年度に19件あり、児童生徒の日々の様子を把握し続け、丁寧な生徒指導に努めた結果、認知後3か月経過の段階では、全てのいじめ事案が解消された。

問

令和3年度から令和4年度までの間に計47件のいじめ事案があったようだが、この件数の中に重大事態に認定した事実はあったのか伺う。

教育長

重大事態は、令和3年度にあった。

問

いじめ事案の発生が確認された場合の学校の対応について伺う。

教育長

いじめの早期発見、早期対応に努めている。校内に学校いじめ防止対策委員会

を設け、いじめを受けた児童といじめを行った児童の双方の保護者や関係のある児童生徒、教職員から事実を適切に確認している。また、いじめを受けた児童とその他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることとしている。

問

この対応の手順やそのために必要な措置を講ずるとは何か伺う。

教育長

スクールカウンセラーやワンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係機関と連携を取り、教育相談を丁寧に行ったり、家庭訪問を行ったりします。

問

いじめ事案が確認された場合の湧水町いじめ問題対策委員会の対応について伺う。

教育長

湧水町いじめ問題対策委

員会は、学識経験を有する弁護士、大学準教授、医師、臨床心理士、社会福祉士の5名で組織し、年1回、9月に委員会を開催している。いじめ事案のうち重大事態が発生した時には、必要に応じて数回開催する場合もある。

問

いじめ防止対策推進法があるが、いじめを早期に発見するためには職員一人ひとりが児童生徒の様子に目を配るべきだが、教職員の対応はどうしているか伺う。

教育長

学校長、教頭、管理職が今までと違う考え方を持ってきており、子ども達に積極的に声掛けし、いじめ防止に全力投球している。

問

いじめ事案の発生が確認された場合の湧水町総合教育会議の対応について伺う。

町長

地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題等を共有し、より一層民意を反映した教育推進を図ることが目的である。首長の判断により緊急の対策等について、町長、教育長及び全ての教育委員で協議・調整を行う。



「いじめ根絶の強い思いを持ち、青少年の健全育成に努力し、いじめのない小中学校になることを強く願う。」

問

学校は、子ども達にとつて、1日の大半を過ごす場所である。町内小中学校のいじめ事案の発生状況について伺う。

教育長

本町教育行政の基本的な考え方として、いじめは大人であっても子どもであっても絶対に許されないとい

小川 忍 議員

能登半島等地震被災者に公営住宅の提供を

町長 町営住宅への入居が可能です

安全な生活ができるよう現在空室の60戸余りの公営住宅等を提供して、被災者救済のための募集は考えられないか伺う。

町長

他県の被災者を対象とした公営住宅等の確保については、国・県と情報を共有しながら入居希望があれば、柔軟な対応を行っております。また、町営住宅への入居は可能であります。

問

災害は、石川県に限らず、日本国内で発生している。自然災害の被災者に呼びかける提案であり、本町の活性化に向けた唯一の対策であるとともに「小さな過疎の町の人道支援の住みやすいまち」として、全国に知らしめる絶好の機会であると思えるが、どうか伺う。

町長

空き室の有効活用に理解できるように、検討します。

問 今春、石川県能登半島で震度6強の地震があり、甚大な被害が発生し死者行方不明者、家屋の全壊や半壊で居住出来ず、避難所や車中泊等での生活を余儀なくされているなか、未だに強い地震が発生しており、不安の日々が続いているようです。そこで、現在の能登地方より地震も少ない、本町で安心

人口減少に伴う自治会組織について 自治会の統廃合を支援します

問

本町各自治会の現状は、少子高齢化の煽りを受けて、高齢者の身体虚弱等による役員不足によって、特定の人が重複役員等を担っており、心身に疲労感の声や、自治会を脱退する声もあり、自治会の危機を感じるが、このような現実をどの様に捉えているか伺う。また、今後持続的自治会組織の維持についてどの様に考えるか伺う。

町長

少子高齢化による人口減少が見込まれるなか、近隣住民の助け合いや支え合いを担う自治会組織の維持は大きな課題であることから、今後も自治会の統廃合を支援するとともに、地区補助金を柱とした自治会への助成を継続してまいります。

問

地区や若者等が困っているのは、金ではなく人手不足の解消対策であり、同様の事を克服している町を参考に本町も早急に取り組むべきと思う、場合によってはコンパクトシティーの考えもあるがどうか伺う。

町長

今後、庁舎内や区長会等でも検討します。

町民参加でアーモンドの開花を夢見る活動について

観光客の誘致にも繋がると思っています

問

今年の春、稲葉線沿いの桜並木が夜間ライトアップされ、昼夜問わず美しく綺麗で多くの見物客が訪れて、本町をPRする観光のスポットが一つ増えたように思えた。そこで、あの光景を更に延伸して、水田農地等に支障が無いよう

町長

山野線跡地を利用して栗野駅までと、一部分川内川堤防を利用して、いきいきセクターの郷までの間に、本町が特産品として推進しているアーモンドの木を希望する町民による寄附植栽活動事業は考えられないか伺う。

問

質問の区間に、アーモンドの並木道を整備してきれいな花を咲かす事が出来れば、観光客の誘致にも繋がると思いますが、周辺の水田農地等への影響も考えられることから十分な協議検討が必要と思われる。

町長

山野線跡地のサイクリング道路約4kmの「アーモンドの並木道」は日本でも本町だけであり、また町民参加で、手作りの夢咲かせる花道活動であれば、最高のまちづくりで観光客の増大も見込まれるが、どうか伺う。

町長

かわまちづくり一番の名所で観光客が見込まれ、本町の活性化が期待されます。

議会の動き

月	日	曜日	議会の動き
4月	3	月	・令和5年度 年度始め式及び辞令交付式 ・議会運営委員会
	12	水	・議員全員協議会 ・議会広報編集特別委員会
	19	水	・議員全員協議会
	20	木	・例月出納検査（～21日）
	22	土	・えびの駐屯地創立42周年記念行事
	24	月	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・議会広報編集特別委員会
	26	水	・臨時議会（第1回） ・議員全員協議会
5月	1	月	・正副議長就任あいさつ回り ・川内川上流河川改修期成同盟会理事会 ・川内川改修促進期成会理事会
	10	水	・議会広報特別委員会
	16	火	・県町村議会議長会 議員研修会
	23 ～ 24	水	・町村議会議長会主催議長・副議長研修会

月	日	曜日	議会の動き
6月	2	金	・議会運営委員会
	5	月	・議員全員協議会
	6	火	・議会本会議
	7	水	・各常任委員会
	15	木	・議会広報編集特別委員会
	21	水	・例月出納検査（～22日）
	23	金	・本会議（一般質問）
	26	月	・本会議（一般質問）
	27	火	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・議会広報編集特別委員会 ・特別支援学校誘致特別委員会
	29	木	・特別支援学校誘致特別委員会 ・最終本会議 ・議員全員協議会
7月	4	火	・県町村議会議長会 正副議長研修会
	10	月	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・議会広報編集特別委員会
	14	金	・臨時議会（第2回）

「開かれた議会」づくりとして、
議会中継の配信しています。

○インターネットを通じて、
YouTube（ユーチューブ）でも視聴できます。

【YouTube チャンネル「湧水町議会」URL】

<https://www.youtube.com/channel/UCN82z1DuKBMDmJTWi5604gg>

○役場両庁舎1階ロビー設置のモニターでも視聴できます。



こちらから
アクセスできます

傍聴にお越しく下さい。

次の定例会は9月上旬開催予定です。

編集 後記

マイナンバーカードを巡るトラブルで混乱が拡大しています。

政府は、今年3月までにカードを全国民に行き渡らせるとの目標を掲げ、普及を急ぎましたが、人為的ミス、システム不具合等で計画どおり進んでおりません。私は、身近な問題として、誰でも安心して利用できるシステムや体制を再構築してほしいと考えます。

さて、湧水町議会第2回定例会が終わり、新しい議会広報編集特別委員会のメンバーで議会だより第75号を編集いたしました。愛読いただき、ご意見等がありましたら、お寄せください。

（宗 照夫）

議会広報編集特別委員会

委員長	田原 寛文
副委員長	成相 大
委員	宗 照夫
委員	久留須 修
委員	境田 公明
委員	森山 マスミ